

# 第 211 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 211 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 24 年 3 月 16 日（金）14:58～17:12  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務（文部科学省）
- 厚生労働省ネットワークシステムの更改（厚生労働省）
- サービス産業動向調査（総務省）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、大山専門委員

（文部科学省）

大臣官房政策課情報化推進室 田中室長、伊藤専門官、中村係長  
会計課用度班 小野寺係長

（厚生労働省）

大臣官房統計情報部企画課 情報企画室 川上室長 林情報化政策分析官、  
情報システム管理室 川島室長、三上室長補佐、  
湊係長、宮 C I O 補佐官

（総務省）

統計局統計調査部経済統計課 井上課長、植松課長補佐

（事務局）

栗田参事官、後藤参事官

○小林副主査 少し時間が早いのですが、おそろいになりましたので、それでは、ただいまから、第 211 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、「文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務」、「厚生労働省ネットワークシステムの更改」、総務省の「サービス産業動向調査」の実施要項（案）についての審議を行います。

はじめに、「文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、文部科学省大臣官房政策課情報化推進室田中室長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○田中室長 文部科学省情報化推進室の田中でございます。

それでは、実施要項（案）につきまして、御説明をさせていただきます。事務局からは、10 分程度と伺っておりますので、かいつまんで御説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料でございますが、運用管理業務の特性というカラーの 1 枚をご覧くださいと思います。当省では、文部科学省ネットワーク最適化計画に基づきまして、LAN システム、行政情報システムを運用しております。また、総務省が策定しました文書管理業務の最適化計画に基づきましてファイル管理システムを、また、i-Japan 戦略等で取組が進められておりますテレワークシステムについての運用をしております。リースの終了時期が 24 年 12 月までございますので、次期調達では、統合して一括して調達をしたいと考えております。また、文部科学省と文化庁の行政情報システムにつきましては、運用管理業務について、22 年度より一括して調達を実施しておりますが、これまでの運用管理業務につきましては、機器の監視や障害対応、また、定期保守などのシステムに依存するものと、機器の管理・データ管理・職員への対応といったシステムに依存しないものを併せて一括して調達をしておりました。25 年 1 月からは、次期の行政情報システムにおいては、システムに依存するものは行政情報システムに統合して調達をいたしまして、システムの依存しない部分を取り出して運用管理業務として調達をしたいと考えております。これによりまして、一者応札の回避、より公正な競争による調達が実現するものと考えております。

それでは、早速ですが、実施要項（案）をご覧くださいと思います。この実施要項（案）については、お示しをいただいております指針、あるいは総務省 LAN システムの更新整備及び運用管理業務ほか、他府省の実施要項を参照して作らせていただいております。

まず、1 ページの一番下、2.1.2 システムの概要でございます。これは今御説明したとおりでございます。2 ページの「(3) 利用特性」をご覧くださいと思います。利用特性としては、端末が 3,300 台、原則として 24 時間 365 日の利用でございます。端末台数については、職員数に応じて算出したものでございまして、新年度には、原子力規制庁への業務移管等に伴う合理化減が予定されておりますけれども、新規の定員増との相殺で、数の上ではほとんど動きがないという状況でございますので、この数については変更がないと考えております。また、拠点数をこちらに 17 拠点お示しをしておりますけれども、施策等によって拠点数が増減する場合がございます。また、

先ほどの原子力規制庁への業務移管に伴いまして変更がある可能性もございますが、現時点では、環境省との調整中でございます。移管が確定し、拠点が明らかになれば、それに沿って修正を行いたいと考えております。仮に、その拠点が増加したとしましても、原則、業務は文部科学省本省庁舎内での作業となりますので、業務内容には大きな支障はない、変更はないものと考えております。

続きまして、2 ページの下の「2.1.3 運用管理業務の内容」ですが、事業者が行う通常業務としては、2 ページの①から3 ページの⑦までにお示ししているとおりでございまして、その業務内容の詳細については、仕様書の 4.1.3～4.1.9 にもう少し詳しく記載をさせていただいております。

また、「2.2 確保されるべき運用管理業務の質」については、業務の内容を適切に実施するのは大前提でございまして、そのほか、問い合わせの回答率とか、障害連絡時間、作業遅延の件数、利用者満足度を管理指標として SLA を明記しております。これらのサービスレベルを維持することが行政情報システム利用者への質の担保であると考えております。問い合わせの回答率については、当日中の平均対応件数 18.4 件を基に保留件数を1 件以内として、94.6%でございますので、その回答率から 95%に設定をしております。また、作業遅延の件数については、対象作業を記載しております。その他の要請する作業という事項もありますが、これは4 年間に想定し得ない事象が発生することから、このような記載をさせていただいております。また、利用満足度については4 ページになりますけれども、おおむね職員が満足するであろう 80 点に準ずるスコアとして 75 点を設定しております。これは総務省 LAN の運用管理業務とも同じ形で設定をさせていただいております。

続きまして、4 ページの下の「2.2.4 SLA に係る是正措置」、次のページの「2.3 請負費用の支払方法」に関してでございます。請負者は、サービスレベルマネジメントを組織して、毎月 SLA の達成状況を確認する。また、未達成項目がある場合は、改善策を提示して、文部科学省の承認を得る等々の記載をさせていただいております。また、質の確保という面で、SLA において確保されるべき質が達成されていないと認められる場合には、金銭的なペナルティーとして、支払金額の減額について記載をしております。この 5%ですが、これは、事務局からの御指導の下、環境省 LAN あるいは総務省 LAN システムの実施要項から、同率とさせていただいているところでございます。

「3. 実施期間に関する事項」の全体の調達スケジュールは、図の 3.1 のとおりでございます。本運用管理業務の契約期間は、平成 25 年 1 月 4 日～平成 29 年 1 月 3 日までの 48 月に想定をしておりまして、提案期間等については、政府調達に基づき、規定以上の日数を確保しております。また、引継ぎ期間につきましては、2 か月以上とれるように予定をしているところでございます。

6 ページ「4. 入札参加資格に関する事項」でございます。まず、法第 10 条各号に該当する者でないことなど、入札に参加することができない欠格事由等を記載させていただいております。

また、(9)～(12)については、本調達に係わった者は入札参加資格がないというところを明記させていただいております。

また、(14)～(16)は、品質マネジメント、情報セキュリティマネジメント、個人情報保護措置の体制等の構築がなされていることを記載しております。

(17)の ITIL 標準では「社内運用標準を有していること」としてしておりますが、これは、システムの運用管理やユーザーサポートのためのノウハウを持つ、そういう事業者としての客観的な判断基準で考えておまして、ITIL のフレームワークでもあります社内の IT サービス運用におけるインシデント管理や問題管理、そういったサービスサポートに関する知識・ノウハウを当省の運用管理業務にも適用していただくということで、安定的かつ効率的な運用管理業務の質を担保していただけるものと考えておまして、これを要件とさせていただきます。

また、(18)については、当該の運用管理業務と同等の実績を求めておまして、国債の負担行為 5 年 60 月の範囲内で直近の実績として、サーバ、クライアントも同規模の運用管理実績で求めているところでございます。

少し飛ばさせていただきますが、9 ページの 6.の入札基準及び決定ですが、評価方法は、最低価格落札方式で、提案書の作成要領については、「文部科学省行政情報システム及び文化庁行政情報システム運用管理業務提案依頼書（案）」に記載をさせていただきます。

10 ページの 7.の情報の開示ですが、従来の実施に要した経費、人員、施設・設備等については、別紙の 04 で開示をしております。

また、使用させることができる国有財産についても、別紙 04 の 3 「従来の実施に要した施設及び設備」で記載をさせているところでございます。

少し飛ばさせていただきますが、16 ページの 11.の運用管理業務の評価につきましては、本事業の実施状況につきましては、内閣総理大臣が行います評価の時期を踏まえて、年度末時点における状況を調査することとしております。また、調査項目につきましては、業務実施の網羅性あるいは質の担保を踏まえて SLA に準じた内容とするとしております。

資料といたしまして、ネットワークの構成図、行政情報システムの一覧、運用管理業務の業務フロー、従来の実施状況に関する情報の開示、利用者満足度アンケート調査票等を添付させていただきます。また、仕様書（案）、提案依頼書（案）、提案に係る関連書類を添付しております。

これらを御審議いただきまして、これらの資料につきまして、意見招請を図る予定にしております。以上でございます。よろしく願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明いただきました実施要項（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 SLA の締結が入っていますけれども、これは、従来もこういう SLA の締結はやっておったのでしょうか。

○田中室長 では、担当係長の中村の方から回答をさせていただきます。

○中村係長 現行では、SLA の締結はしておりません。

○逢見副主査 今回からこういうことをやるということですね。

○中村係長 はい。

○逢見副主査 ディスインセンティブとして、1 項目でも未達成があった場合には 5 %減額することになるわけですか。

○中村係長 さようです。

○逢見副主査 3～4ページの5項目と理解すればいいのですか。更に、(ア)(イ)と分かれているのがあるから、もっと項目は増えるということですか。

○中村係長 ①～⑤まで、更に、(ア)(イ)としておりますので、すべてそれぞれというわけではないですが、①～⑤の項目に関してインセンティブが発生するとご理解いただければと思います。

○逢見副主査 定量的なものは割とわかりやすいのですけれども、①の「運用管理業務を適切に実施すること」とありますね。これはどういうふうに評価するのですか。

○中村係長 主要な要件をまず前提としてすべて満たしていることが大前提、その上で質を求めるものでして、まず、ここですべての業務をやっていることを書かせていただいています。

○逢見副主査 こういう減額措置のようなディスインセンティブを付ける場合には、明確な、客観的な基準、できるだけ定量的に数値化できるものが示されて、達成した、できないというのがわかる方がいいと思うのですけれども、①で、適切に実施されていませんねと言われたときに、何をどうすればいいのかというのがわからないまま減額されることになると、ちょっと契約としてあいまいなものになるのではないかと思います。

○中村係長 実質の運用として、①で減額をすることはまずあり得ない、契約違反に近くなってきましたので、我々が求めている要求を満たしていないことは契約違反になるので、当然、減額の対象になるという趣旨を含めてのことになりますので、仮にこの項目がないと、定量的なものだけ満たしていればすべての業務をこなしたことになるのかという逆の判断をされても困るので、一応統括的なことを最初に制限させていただいた。こちらに関しても、わかりにくいとか、意見が今後出てくれば、内容によって判断させて修正していくという方針でまずは意見を求めていきたいと考えております。

○小林副主査 契約違反ということになると、それはディスインセンティブという以前の問題ですね。だから、ここのディスインセンティブの②～⑤までは、非常に定量的でわかりやすいクライテリアだと思うので、それを達成できたか、できないかだけでも、契約違反になるようなことをここの項目に含めるのはちょっと質が違うのではないかと。どこに入れるのがいいのですかね。

○中村係長 契約違反と言ったのはちょっと過剰な表現だったかもしれないです。

○小林副主査 最低限、これはやらしてもらわないと困るよということですね。

○中村係長 そうです。

○大山専門委員 今のお話のとおりなので、もう少しわかりやすく書いてあげたらいいのではないかなと思うのですよ。というのは、多くの人に参加してもらおうと思うと、わからないところを答えて、理解した人と理解しない人では差が出てしまうのですね。文章でそこははっきりわかるようにしてあげる方が本当はいいのではないかなと思います。勿論、パブコメの後で対応するというのもわかりますが、ただ、予測されているのであれば、最大限努力を先になさる方が本当はいいのではないかなという気はします。

ちょっと違うことで質問をさせていただきます。

今回、保守運用業務について、従来は、保守運用と一緒にやっていたのを運用管理のところに分

けたと。これはなかなか努力をしていただいているという感じがして、非常にいいなと思うのですが、入札の制限あるいは応札者に対して、両方取ってはだめとか、そういうことをお考えかどうか。結論として、答えは両方あり得るので、そちらがとった答えに対する理由を教えただければと思うのです。

○中村係長 いわゆる賃貸借の方と両方取ってはいけないという制限は設けていません。

○大山専門委員 その理由は。

○中村係長 理由と言え、勿論、賃貸借を入れたシステムを構築した業者は、ノウハウがあるということで安く作業ができるという利点があるというのが一つ大きいところです。だからと言って、それを突き詰めると随契になっていくと思うのですが、業務の内容からして他社ができないことはない、逆を言えば、構築した業者以外が入ってきてはいけないという理由はないです。

○大山専門委員 一番恐いのは、一者応札になっていて落札率が結構高い。予定価格ぎりぎりになってきている。結果として、同じ会社が一者応札と、同じことが二つ起こってしまうことを避けたい。実は2回手間をかけたけれども、結果が同じになる。そこに対する何か工夫が本当はもう少しあるといいのかなと思ったので、お聞きしたのです。

○中村係長 今までも、一括ではなく、運用管理業務を別で調達して、確かに、結果、一者応札になっていました。その要因として、機器に依存する保守業務があったのではないかと事前に、調達する前に分析の作業をしておきまして、どこでもできる業務の内容だけは抜き出して調達をかければ、複数者の応札ができるのではないかと考えた上での今回の分離ですので、今回のこの調達に関しては、一者応札はないのではないかと想定はしております。

○大山専門委員 そこは、これから説明会も含めて手順を踏まれると思うので、その中でしっかり対応いただければと思います。

もう一点、ITIL 準拠の話がありますが、他でも同じような話が出ていると伺っているのですね。ただ、その中で、それを絶対やるという形にはなっていないような対応をしているところが今までの例ですけれども、これについては、パブコメ等でまた多分来るだろうと思うのですけれども、そこについては、今回、最初の案にこれを入れておきたいと思われた理由が、先ほどの説明以外にも何かあれば。

○中村係長 現行の調達の中でも、この要件を含めておきまして、先ほど当室の室長からも説明があったとおり、運用管理業務としてノウハウを持っている、我々の業務の中で試して運用しないでくださいというのも含めてですが、現行も条件としていて、職員等に対してのサービスを落とさないようにしている。今回、市場化テストになったからといって、その要件を仮に外してサービスが落ちた場合、サービスを受ける側に、何で今回はサービスが落ちたのか、まさか ITIL を落としたからとは言えないとは思いますが、それが一つの要因であれば我々として説明ができないということになりますので、現段階では現状どおり要件として入れさせていただいております。ただ、それが絶対なければ質が担保できないというわけではないとも思っておりますので、パブコメの意見等で、総務省さんのように何か意見が出てきたら、柔軟に対応させていただきたい。ただ、削ってくださいという意見を出されても、わかりましたと言うわけにはいかない、逆に、なぜ削

って欲しいのか、それを削ったことによって我々に何のメリットがあるのかというのを御説明いただければと思っております。

○逢見副主査 入札の参加資格のところ、7ページの(18)で、過去5年以内において、サーバ50台、クライアントPC3,000台の実績。当然、こういう業務を請け負うに当たって実績が必要ということはわかりますけれども、サーバ50台、クライアントPC3,000台はどんなハードルと考えているのですか。

○中村係長 サーバ50台、クライアントPC3,000台は、現状のシステムの台数、それから以降調達する賃貸借のサーバ台数とほぼイコールになっております。ですので、程度という言葉でちょっとごまかしているところではありますけれども、現行のシステム規模とイコールということで実績を求めている要件になります。

○逢見副主査 程度ということは、仮にこれに少し届かないところがあっても、それは全体として、このぐらいの能力があるという判断の基でこれを読むということでもいいわけですね。

○中村係長 さようです。仮に、2,500台ではだめなのかとあって、その500台の差は説明できませんので、そこは排除する要因とはならないと考えております。

○逢見副主査 次に、最低価格落札方式で決めるということですが、今までの情報システムと、それから、運用管理業務を分離したと。運用管理業務というのは、基本的にはサービスを調達するという部分ですね。その中で、できるだけ質を落とさないようにということいろいろ要件を設定しているわけですが、評価としては最低価格であるということになると、民間の事業者がいろいろ創意工夫する部分がサービス調達部分に反映されずに、結局、その価格勝負ということになるのではないかと懸念ですけれども、ここはどうでしょうか。

○中村係長 市場化の民間競争入札になるときに、総合評価落札方式でできるという最大のメリットを狙っていたのですが、事務局さんと打ち合わせした結果、当該業務に関しては総合落札評価にできないという御指導をいただきましたので、最低価格とさせていただきます。

○逢見副主査 そこはある程度いたし方ないところではあるのですが、それであっても、できるだけ創意工夫が生かせる評価を心がける必要があると我々は思っているのですが、

あと、希望としては、一者応札であったこれまでの状況から、いろいろな反省点も踏まえてこういう仕組みにしているわけですから、やはり競争性のある入札、しかも、そのプロセスの透明性を確保し、結果として、コストが安く、しかし、質が維持できる、そういう形で入札が行われるように努力をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○小林副主査 時間となりましたので、審議をこれまでとさせていただきたいのですが、今、御意見が出ましたSLAの①の部分は、かなり広範といいますか、かなり前提要件的な部分があって、それを例えばデータ管理とかアカウント管理とか運用管理業務。運用管理業務の中には、多分②でも既に数値化されているところもあったりしますので、これがここにある必要は特段ないのではないかと気はするのです。だから、パブコメに出してからという話もあるかもしれないですが、これは事務局とちょっと相談してもらってもいいですか。



○中村係長 表現がちょっとわかりにくいということで、必ずなければいけないというこだわりとっては何なのですけれども、それがあってもないので、事務局と相談させていただいて、削除するか、表現を変えるか検討させていただければと思います。

○大山専門委員 そっちの方を具体的に聞きたかったのです。こういうことです。

○小林副主査 そうですね。

あと、もう一つ ITIL 準拠と限定的に書かれているところは少し気になるところで、これまでの例でも、例示にするとかあったのですね。パブコメを見てからということも、勿論、この点は考えられると思いますので、その点をちょっと検討していただければと思います。

それでは、今の点を事務局とできるところまで調整はしていただいた上で、パブコメですか。

○事務局 では、事務局から確認をさせていただきます。

SLA①につきましては、表現を具体的なものに。この具体的なものというのは、数値みたいなもので判断できるようなものという、そういう趣旨でしょうか。

○小林副主査 ⑤は満足度ですけれども、②～⑤の中でも読み込めるものはあるのではないかと思いますし、それ以外に、2.1.3 の管理業務の内容のところ、何か数値化できるようなものがあるのであれば、それが適切にというところの具体的な記述になると思うのですけれども、そこはできるかどうかですね。必要かどうかも含めて。

○事務局 再度、表現ぶりを。

○小林副主査 表現ぶりというか、ちょっと調整していただいて。

○事務局 調整したものを再度お示しします。

○小林副主査 1案は取るといったものはあると思うのですけれども、そうでなくても、もうちょっと数値化、定量化できるのかということを検討していただければ。無理があったら、そのままパブコメにかけていいと思います。

○事務局 わかりました。いずれにしても、一度調整をさせていただいて、後日、メール等で確認をしていただくという形で調整させていただこうと思います。

そして、ITIL については、パブコメの結果を見て、2回目の審議で御判断いただくという形でよろしゅうございますか。

○小林副主査 わかりました。

○事務局 事務局からは以上です。

○小林副主査 パブコメはいつになるのでしょうか。

○中村係長 予定では、4月11日～5月18日の36日間を予定しております。

○小林副主査 はい。

それでは、今の点を検討いただき、その後、パブコメをしていただきまして、次回の審議で議了する方向で進めたいと思います。文部科学省におかれましては、本日の審議やパブリックコメントの結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いしたいと思います。

調整の結果については、また、委員の方にフィードバックをお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○事務局 はい。

○小林副主査 委員の先生方で、質問や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただいて、事務局で整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

(文部科学省退室、厚生労働省入室)

○小林副主査 続きまして、「厚生労働省ネットワークシステムの更改」に係る実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、厚生労働省統計情報部企画課情報企画室川上室長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願いいたします。

○川上室長 厚生労働省情報企画室長の川上と申します。前回、本当に熱心な議論をいただきましてありがとうございます。お手やわらかにお願いいたします。

2月24日の小委員会を踏まえまして、先生からいろいろな御指摘あるいは御質問をいただき、回答を出させていただいたところでございます。こういったものも踏まえまして、厚生労働省におきます検討結果及び次期ネットワークシステムの調達の考え方の御説明をさせていただければと思います。

まず、先生方の御関心の高い分離調達についてでございます。

厚生労働省としましては、ネットワークシステムにつきましては、サービスを十分に確保すること、それと調達における競争の確保を図ること、この両立を図ることが非常に重要だと思っております。当委員会でも、多分そこの思いは同じだと思いますが、そこの両立を図るのが大事だと思っております。

厚生労働省としましては、この両立を図るためには、確実なサービスの質を確保しつつ、しかも、事業者の創意工夫を引き出して、競争を確保できる方法として、今まで一括調達を行ってきたところでございます。今度の調達につきましても、専門家である調達支援事業者に入っただき、また、CIO補佐官とも議論しながら準備を進めてきたところでございます。私としては、前回御説明しましたとおり、このやり方がベストだと思っているわけですが、しかしながら、先生方からは、特に競争性の確保をもっと重視して、分離調達すべきだという強い御意見をいただいたところでございます。そういった御意見を踏まえまして、次回以降の調達につきましても、私たちとしてもしっかりと時間をかけて分離調達を実現したいと、そのように考えております。

ただ、今回の調達につきましても、時間の制約等もあることから、サービスの質を確保しながら、その分離調達を行うことについては、正直、私たちとしては、ちょっと困難と考えておりますので、そこは是非とも御理解をいただければと思っております。

今回の調達につきましても、当然、複数応札することが非常に大事でございますので、そういった取り組みをして、コスト削減を図りたいと思っております。御案内のとおり、前々回、前々回につきましても、一括調達を行って、落札率が76.8%あるいは80.8%と、そういったような結果も出ております。したがって、一括調達でも、しっかりと複数の方に応札していただければ、

競争性を確保することはできると考えています。今回の入札については、前回とは異なりまして、しっかりと構築期間を確保させていただきたいと考えておりますので、一括調達でも複数応札を可能と考えております。

現に、前回の一者応札だったときの説明会の参加者のうち、他省庁含めて入札経験のある7者について、私たちが電話で御意向を若干お聴かせいただきまして、先生からも御示唆がありましたので、そういったことをやらせていただきました。その結果、7者中6者が、構築期間が短かったことが前回入札しなかった原因であると言っておられました。また、7者すべてにつきまして、しっかり構築期間を確保できれば、当然入札を検討すると言っておられましたので、是非とも、そこはそういった形でしっかりやりたいと思っています。したがって、今回につきましては、準備する時間もないことから、一括調達で対応させていただければと思っています。勿論、次回については、分離調達を行って、正直、パソコンに限らず幅広くいろいろ検討をしたいと思っています。

また、今回、構築期間の確保に加えまして、後でまた御説明させていただきますが、原則として提示できる資料をすべて閲覧すること等、いろいろな工夫をさせていただいております。前々回、前々回以上に複数応札に向けたいろいろな取組をさせていただいておりますので、そこで競争性をしっかり確保させていただければと思っています。

分離調達でございますが、これをやるには、当然、分離を想定していろいろな準備を進めていかなければいけないわけでございます。準備していくことが非常に重要でございます。こちらにつきましては、特に今回の調達の経緯も含めて、若干説明させていただければと思っています。資料は、資料B-5の5枚目の別添資料2を見ながら、お話を聞いていただければと思います。

今、23年度末でございまして、25年7月からに向けて、これから調達をしようという段階でございますが、その前の22年度から、調達支援業者の競争入札等をさせていただきながら、22年度予算要求をさせていただいて、23年度に調達支援業者に入っていただいているという形で準備を進めているところでございます。こういった中で、こちらの民間の方にもいろいろ議論があるということで、内閣府の事務局さんとも、昨年2月から実はいろいろと打合せ、議論等をさせていただいているところでございます。昨年については、内閣府さんとも私たちとしては、一括調達を念頭に意見交換を進めてきたと、そういったような理解でおります。現に、内閣府の担当さんからは、昨年については一括で調達することは問題ないという見解を当時いただいております。厚生労働省としては、一括調達を前提に予算要求あるいは調達仕様書の作成等の準備を進めてきたところでございます。

これらの事実を踏まえまして、実は、本委員会におきましても、私たち認識が甘かったかもしれませんが、一括調達を前提に議論をされる、そういった理解のもとには実は準備を進めてきたところでございます。また、昨年7月に、公共サービス改革基本方針の閣議決定がされたところでございますけれども、その文言の中でも、「厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務について、民間競争入札を実施する」と、そういったような決定があったわけでございますが、こちらにつきましても、私たちとしては、一括調達を前提にした決定だと、そういったような理解でいたところでございます。少なくとも、これまで内閣府の事務局さんの方から、昨年中は分離調達

という議論をされたことは一度もなく、今年に入ってからいろいろ御指摘があったところでございます。

こうした事情からも、今から急に分離の準備をするのはなかなか難しいという背景がございますので、是非とも御理解いただければと思っています。逆に、もっと早い段階で、例えば昨年の段階から、事務局から先生方の御意向を踏まえて、そういった分離調達で行くという方針をきちんと伝えていただきさえすれば、恐らく分離調達の対応も可能だったのではないかと考えております。

引き続きまして、先生方から特に今回、分離調達の話がされているわけでございますが、そちらの目的ですが、要は、分離調達を何のためにするかということでございますが、そこは恐らくコストの削減だと思っています。当然、分離調達もコスト削減手段の一つだろうと意識しております。こちらにつきましては、資料B-5のシリーズの3ページ目の上の表をご覧くださいければと思います。前回、一者応札のときの落札率は99.6%でありましたけれども、複数応札となった前々回あるいは前々々回の落札率につきましては、76.8%あるいは80.8%と、そういったようなものでございます。したがって、一括調達であっても、とにかく複数の方に来ていただければ、コスト削減にはつながるとそのように考えております。そのため、複数者応札を実現するためには、やはり11か月の構築期間の確保が非常に重要だと考えているところでございます。9か月の構築期間であったのは、一者応札のときでございました。一方、11か月の構築期間を確保した前々回及び前々々回につきましては、4～5者の応札がありました。資料B-5の一番最後のページの別添資料5をご覧くださいければと思いますけれども、電話で聴いた7者のうち6者が、9か月の構築期間であることが、前回入札しなかった理由だということをおっしゃるので、そういったことを踏まえましても、やはり11か月の構築期間を確保することが複数者応札を実現するための最大のポイントなのだろうと、そのように確信しております。

また、今回の調達につきましては、25年7月の運用開始時期を遅らせれば分離調達は可能ではないかという御意見もいただいているところでございます。

これにつきましては、私たちもいろいろ検討させていただいてございますが、正直申し上げて、不可能だと思っておりますので、是非とも、そこは御理解いただければと思っております。システムの更改につきましては、ほかの個別システムとの関係を見ながら計画的に進めておりますので、私たちのネットワークシステムの更改が遅れますと、それに伴いましてほかのところへいろいろな大きな悪影響を与える、ほかの個別システムがどうしても悪影響を受けてしまうこともございます。資料B-5の1ページ目の下段、あるいは後ろから2枚目の別添資料4辺りに記載しているところでございますけれども、実は、私たちのネットワークシステムに時期を合わせて更改しているシステムが三つほどございます。別添資料4にあるAシステム、Bシステム、Cシステムでございます。次期ネットワークシステムが仮に予定どおり進めば、これらの個別システムについても、次期ネットワークシステムと仕様を調整して、淡々と構築すれば済む問題でございますけれども、仮にネットワークシステムの更改が遅れますと、これらの個別システムは、ひとまず現行ネットワークシステムと仕様を調整して構築した後、更に、遅れて更改された私たちの更改システムが稼働したときに、また、改めて次期ネットワークシステムの影響調査、あるいは改修等を行う必要が生じますの

で、ネットワークシステムが遅延することによりまして、余計なコストが発生してしまうというところでございます。簡単なイメージ図を別添3の1枚戻っていただいたページを御参照いただければと思います。また、これらの個別システムの中には、特にAシステムは、個別システムを更改して、更に、その先で診療報酬改定に合わせた、制度改正に合わせたものをまたやろうというふうなものがありますので、そういったところとのやりとりの中で、私たちのものが遅れますと、その制度改正との関係でも、また悪影響が出てしまう可能性もありますので、是非ともそこは御理解いただければと思っています。また、個別システムの中には、次期ネットワークシステム開始に合わせて、新しいネットワークシステムに乗り換えて廃止する予定のものもございます。別添資料4のDシステムがそれに当たるのですけれども、当然、廃止される予定のものでありますので、これについても、次期ネットワークシステムの運用開始が遅れますと、廃止する予定のDシステムをそのまま延長利用せざるを得なくなりまして、これまたコストの方が増加してしまうところでございます。また、これらの個別システムの中には、既に調達手続に入っているシステムもございまして、その調達仕様書にも、25年7月運用開始と明記しているものもございますので、なおのこと、私たちの次期ネットワークシステムの運用開始を遅らせることはなかなか困難ではないかと思っております。具体的には四つほどシステムの例を挙げさせていただきましたが、このほかにも様々なシステムの関係がありまして、仮にスケジュールが遅延した場合、どれぐらい経費がかかるか、正直、なかなか想定もしてないので試算もしてないのですが、恐らくほかのシステムとの関係がありますので、仮に試算すると、試算するだけでも数千万円必要になる可能性があったり、あるいは、個別の対応をしようとする、億単位の額が必要になる可能性があったりして、正直、これは私わからないのですけれども、若干そのような不確定な要素もいろいろあって、悩ましいものでございます。これらの個別システムについては、ネットワークシステムの更改スケジュールを踏まえていろいろな準備をしておりますので、ネットワークシステムの更改が遅れてしまうと、非常に大きな影響が出てしまうと思っています。

以上の理由から、今回の調達については、25年7月の運用開始と一括調達について、是非とも、そこは御理解をいただければと思っていますところでございます。

資料B-5の4枚目に別添資料1をつけさせていただいたのでございますけれども、仮に今から、分離調達に方向転換してやるとすると、責任分界点の検討、あるいは調達仕様書の再作成、調達手続の実施等々いろいろやると、半年くらいは多分遅れてしまうのではないかと思っております。そうしますと、構築期間が非常に短くなってしまったり、そういったような弊害が生じる可能性がありますので、是非とも御理解いただければと思っています。これらの点を踏まえまして、今回の調達に関しましては、是非とも分離調達は困難だということを御理解いただければと思っています。

そうすると、先生方も心配されますとおり、今回の調達ですけれども、本当に複数の応札が来るのかということだと思いますけれども、そこについても、私たち、複数応札の実現に向けていろいろやらせていただいています。当然、構築期間の確保も一つですが、そのほかにも様々な取組もしていますので、少し紹介させていただければと思います。

前回は御説明させていただきましたとおり、まず今回は基礎点を多くして、価格への比重を重くしております。これによりまして、逆に、現行ベンダーさんの優位性を弱めまして、新規対応者が積極的に意欲を高めて参加しやすくしようと、そのように思っています。

また、前回は、必須要件の中で「同様の業務実績があること」といったような文言があったわけですが、これについても、今回、加点項目として、必須項目とはしないようにしております。当然、ほかの方も参加できるようになっています。実は、これについても、前回、説明会に参加しながら入札してくれなかったところが、応札条件に見合わなかったから入札できなかったと、そのようなお話を伺っておりますので、そういった具体的な話を踏まえて、今回こういった加点項目に落として、しっかり入れるようにしたいと思っております。

更に、競争参加資格も、前回は、等級Aのみということで狭めていたのですが、今回は、等級A～Cまでに緩和しております。

また、今回は、競争性を高めるために、提示できる資料はすべて閲覧させようと思っております。現行システムの設計関連書類、移行関連書類、運用関連書類等の情報公開を一層進めまして、また、現行システムの構築時におけるテストケース及びテストデータ等を提供して、応札者のリスク軽減を行うこととしております。具体的には、1ページ、3ページの下の前回お答えしたものの、あるいは4ページの前回質問に回答したものをご覧いただければと思っております。

また、もう一つは、業務処理系サービスについては、先生からも、既存業者が有利になるのではないかと。特に FORTRAN や COBOL とか、そういったものでつくられるサービスについては、新規応札者に十分な情報開示が必要だろうと、そういったような御指摘をいただいたところでございます。この点については、確かに現状の仕様書が非常に読み取りにくかったという点がありましたので、改善しようと思っております。具体的には、職員作成プログラム4万本ほどあるわけですが、そのうちの受注者に検証テストを求めるものは、主としてサーバの環境テストをやるために200本程度、そのように考えております。したがって、そんなに大きな負担にならないだろうと思っております。調達仕様書も、その辺もちよっとわかりにくいので、今回しっかり明記させていただこうと思っております。これによりまして、新規の応札者でも業務系処理サービスの環境、採用負荷を適切に見込んで、しっかり参加できるのではないかと。そのような形で参入障壁を下げまして、今回は複数応札を是非実現したいと考えております。

SLA の関係につきましても、実は、前回十分な説明がなかなかできておりませんでしたでしたが、今回も既にある程度の緩和は実はさせていただいております。前回の調達で要求しておりました平均故障間隔、あるいはプリンターB群の SLA、周辺機器の SLA 等についてはディスインセンティブの対象から外して、既に緩和をしております。また、SLA の項目が多いとの御指摘をいただいたわけですが、ネットワークシステムにおける SLA についてはきめ細かく定めたものでございますので、特に厳しいものとは考えてないわけでございます。また、業務システム最適化実施指針あるいは情報システムに係る政府調達の SLA 導入ガイドライン、こういったものをご覧いただきますと、ネットワークシステムの SLA については、指針やガイドラインに求めるところに沿ってございまして、それなりに標準的なものではないかと私たちは考えています。また、前回の入札説明会参加者に電

話でお聴きしましたところ、7者中6者が、SLA及びディスインセンティブについては、入札の阻害要因にはなっていないと、そういったようなお言葉もいただいているところでございます。こちらは、別添資料5の一番最後に書かせていただいております。いずれにしても、SLAについては、前回、時間がなく、御議論をいただけていないので、本日また御議論いただければと思っております。

最後になりますけれども、分離調達につきましては、次回、本当にしっかりと対応したいと思っておりますので、今回につきましては、期限と経緯もあって、極めて難しいことを是非とも御理解いただければと思います。また、今回についても、調達期間の確保のほかに様々な取組をしておりますので、一括調達であっても、今回についてはしっかり複数応札とコスト削減を図りたいと思っております。また、SLAについては、前回なかなか時間もなかったものですから、本日また御議論いただければと思っております。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

ちょっと確認ですけれども、今回は一括で、次回は、分離調達を検討するということですか。それとも、実施するということですか。

○川上室長 当然、実施するつもりでおります。そのやり方も、ちょっとお時間をいただきまして、多分いろいろな分離の仕方があると思います。PCだけなのか、あるいは、運用・保守を分けるのか、あるいは業務系をどうするかとか、いろいろなやり方があると思いますので、その辺ちょっとしっかり考えさせていただきながら、やらせていただきたいと思っております。正直、サービスの質の確保とコスト削減の両方をやりたいので、サービスの質とコスト削減を確保するためにはどれが一番いいのかというのはしっかりやらせていただきたいと思っております。

○小林副主査 それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○大山専門委員 まず、今日もまた時間をいただきまして、ありがとうございます。

お話を伺っていて、納得できる部分は確かにあるのですよ。次回、分離の方法、最適なものを考えて努力すると、これについてもお約束いただけたと認識しているのですが、そこは結構ですけれども、だとすると、今回分離できない理由をもっと明確にしない限り、我々も説明できないのですね。そのところだけちょっと理解をいただきたいのです。要は、遅らせることはできないとおっしゃっているのはよくわかるのですよ。わかるけれども、そちらの状況の話で、客観的に見て、やはり遅らせられないということをはっきりさない限り、一括を前提にした場合の努力は、いろいろおっしゃっているのはわかります。でも、分離しないで一括で走るところまでの理由をもう少し明確にしないと、我々の責任を果たせないのではないかと思います。要は、分離した方が安くなるだろうというのは、ほかの例を見ても大体わかっている、今、最大の理由は、後ろが切れていると。いただいている回答を見ても、先ほどの例えば2億円増えるとかいろいろあるのですけれども、そこは、例えば三つのシステムが時期のずれで改修に更にかかるということですから、今回の調達を含めて、これを一括で一つに考えると、残りの3つで、4つ分は今の状態を半年なら

半年延ばしてやることはできないという理由が欲しいのですよ。通常だったら、延ばせば、リースでやっているなりいろいろありますが、特別保守も終わってしまっていて、もうどうやってもだめなものの中にあるとか、何かそういうはっきりとした理由がない限り、半年なら半年延ばせばいいのではないかと言われてしまうような気がするのですよ。それをやらずに、分割に行かないで一括で走ったというときの説明がちょっと苦しいなど、正直な話思うのですね。そこについてはどうですか。

○三上室長補佐 先ほど、四つシステムがあるという話で、一つのシステムは、そこにはDと書かれています。

○大山専門委員 ネットワークシステムが1個、そのほかに三つ遅らせることができないと言っている具体的なものがA、B、Cで出ていましたね。それで、四つと今言っています。

○三上室長補佐 もう一つ、その表の中にDがあるかと。

○大山専門委員 そうすると、これは四つあるわけですか。

○三上室長補佐 ええ。四つあるかと思うのですが、このDシステムは、25年の7月を切り替えるために、今、再リースをかけているところです。更に遅らせると、これは再々リースになりまして、その保証期間がとれなくなるおそれがあります。更に、Aシステムは今まさに発注をかけておりまして、今年の4月に業者が決まりまして、そこから設計・構築が始まると。25年7月にリリースされるという明らかに動いているシステムがありますので、その辺は御理解いただきたいというところでございます。

Aシステムは、26年4月に診療報酬改定を控えていますので、そこに合わせるためにも25年の7月と。25年の7月に動かせば、安定した稼働ができますので、26年の診療報酬改定に十分間に合うというところでございます。

○川上室長 Aシステムにつきましては、25年7月に私たちと同時に開始をしまして、今度、26年4月に診療報酬改定があつて、更にもう一回改修する予定になっていますので、これが、例えば25年7月がずれてしまうと、診療報酬改定がちゃんと立ち上がるのだろうかとか、そちらの問題も起きてしまいます。あるいは、極端に、26年4月の診療報酬改定を延ばすかという話も出てきたりして、これは非常に不安定な話になります。

○大山専門委員 今みたいな話はアプリケーションの話ですね。その話は、どうせ移行するので、要するに、今のシステムでしっかりでき上がったものを新しいシステムに移すだけでしょう。だから、その作業がダブルで発生するとかという話はよくわからないのです。

○林情報化政策分析官 Aシステムは、パソコンの方にもソフトが入ってまして、それは各支部に入っていて、その情報しか見れない、今そういうシステムですが、それで、基本的にサーバの方に全部それを集めた形で、いろいろなところから全部見れるような仕組みに変えることになっています。今のシステムは、それぞれ各支部にサーバとパソコンがありますから、基本的にはその情報は見れるのですが、今度、サーバに全部入れますと、すべての支部からその情報が見れてしまうので、そこに認証をセットしなければだめだと。今のLANシステムの認証を利用して基本的にそれを構築するというのでこのシステムの構築に合わせて今つくっている。それが終わった後



に、そのシステムの中で診療報酬改定のためのシステムを構築する。そして、26年4月に間に合うような仕組みで今動いているのが現実です。

○大山専門委員 もしそういうお話があるのだとすれば、別添資料3の中で、更改時期が同時というときに、現行個別システムで、これだけで書かれるのではなく、どういうふうになるからここで2回やらなければいけないというのをはっきりしていただく必要があるような気がするのですよ。そこが、もしこの資料の中であるなら、ちょっと理解が悪くて申し訳ないのですけれども、全体の説明し切れるだけの理由が、今のお話だけだと、僕はわからないのですね。

何が言いたいかというと、現行システムが稼働するのは25年7月の予定ですね。

○林情報化政策分析官 はい。

○大山専門委員 ですから、ここまでは構築しているのですね。

○林情報化政策分析官 はい。

○大山専門委員 なのに、現行の個別システムが同時に動けるようにするのは、現行ネットワークシステムではなく、次期のネットワークシステムが入ってきて、そこに次期個別システムが載っていく話ですね。普通だとそうではないかと思うのですよ。そうすると、次期ネットワークシステムの機器が先に来ている、それを次期個別システムの方が利用するように何か仕掛けを入れ込むというように聞こえているのですけれども、そういうことですか。

○林情報化政策分析官 今のLANシステムのパソコン上にソフトが全部入っているのです。

○大山専門委員 それはいいのですけれども、わからないのは、次期ネットワークシステムの方に入るのですか。現行のネットワークシステムで。

○林情報化政策分析官 現行のネットワークに入っているのです。

○大山専門委員 それを。

○林情報化政策分析官 それを遅らせることになると、基本的に、今全体を遅らせていくことになります。それで、次につくっているシステムは、要するに、ブラウザ対応のあんまりパソコンに影響しないものを構築しているのです。ですが、基本的に、今の動いているのは、それぞれ支部ごとにサーバを立ち上げていますから、情報はそこにだけしかなくて、その情報しか見えませんが、基本的に、今度サーバに全国の情報を集めますから、いろいろな支部からもそのサーバにアクセスするのですが、その場合は、基本的に認証を全部そこでやらなければだめなので、その認証を、LANシステムの認証を使ってやるという仕組みで構築を今しているわけです。それで、もし、基本的に延ばすという話であれば、今のシステムの認証構築を利用して1回つくらなければだめですし、逆に言うと、新しくなったときに、また新しい認証で構築が必要になります。その終わった後に、診療報酬改定の仕組みをそのシステムの中に再構築をして、26年4月の医療費改定に間に合わせようというスケジュールで来ているのですが、延びてしまうと、そのシステムを開発したときに、医療費改定の時期にうまく情報ができない可能性があることが一番大きい原因です。

○大山専門委員 その考えは、まだはっきりとまでは言い切れないのですが、大分理解してきたつもりです。

とすると、今回の調達仕様書は、前回の調達仕様書と大分変わっているということですね。

○林情報化政策分析官 ではなくて、もともと LAN システムで認証機能は持っています。要するに、各支部もその認証で、人事異動があれば、その認証を渡してあげて、できるような仕組みです。個別に認証をつくる場合は、全部に認証が要りますけれども、あくまで LAN システムの認証を利用しようということです。

○大山専門委員 そうではなくて、パソコンにソフトが載っているという話があって、次期のものは、できるだけパソコンの方はダム端末とは言わなくても軽くしてという話でしたね。

○林情報化政策分析官 そうです。

○大山専門委員 ということは、そこで仕掛けが違ってきますね。

○林情報化政策分析官 それは個別システム側ですね。

○大山専門委員 個別システムが変わるだけ。

○林情報化政策分析官 はい。

○大山専門委員 そうするとわからない。次期ネットワークシステムが基本ですね、中枢ですね。

○林情報化政策分析官 はい。

○大山専門委員 ほかのものも載ってくるのですね。

○林情報化政策分析官 はい。

○大山専門委員 今のは、診療報酬の一つのアプリケーションのお話。

○林情報化政策分析官 そうです。

○大山専門委員 それだけで説明できるのかな。

そうすると、1つだけだと、今度は費用対効果になってしまいますね。

○林情報化政策分析官 費用対効果というか、それを延ばせばという話になってくれば、今の仕組みで 26 年 4 月を乗り切るのだと思います。だから、完全延ばすとしたら、今の LAN システムの移行を 1 年ぐらい延ばすことになるのではないかなと思います。

○大山専門委員 1 年ぐらい延びるかもしれないと思っているのですけれども、だから、逆に、1 年間延ばせない理由がありますかという質問です。例えば、もう耐用ぎりぎりでも保守もできないというのが一つわかりやすい話で、でも、ネットワークシステムは基本的に大丈夫なんですね。

○林情報化政策分析官 はい。

○大山専門委員 そうすると、あとは個別のものになるから、個別のものでだめになるのはどれかという話で、考え方は、そこに対してかかる費用と分離をしていくやり方とのどっちがいいかというバランスのとり方になるのではないですか。

○三上室長補佐 繰り返しになりますが、今、説明した A システムは、もう既に入札が始まって、4 月には業者が決まるというお話をさせていただきました。

もう一つの D システムは、今 1 回再リースをかけていて、更に延ばすことによって再々リースをかける。そうすると、保守サポートが受けられなくなる。

○大山専門委員 その理由を明確にできますか。再々リースできないならできないで、それがすごく重要だと思います。

再々リースができないときに、そこだけ入れ替えるのがどれぐらいの手間かというのが今度は勿

論出てきますが、ただ、そこがはっきりすれば、きっかけになりますね。

そのほかにもまだいろいろな質問があるのですが、今日のお話を聞いていて、次回やるというのであれば、判断の仕方の一番大事なところは、多分このところに尽きるのかなと。ただ、再々リースができないというのは一つの理由にはなるかなとは思うのですけれどもね。

ちょっと別のところで、出していただきたい資料があります。まず、今回アンケートをやっていたいただいてありがとうございました。この中で、アンケートの結果と信頼性を示す資料が、聴いていただいている内容ですね。できれば、どこに聴いているかというのも教えていただけるとありがたいなと思います。

特に気になっているのが、前々回の受託業者が応札してないと聞いているのですよ。この理由がやはり何か気になるのですよ。前にも僕が質問に書きましたように、普通は、期間が短くなったら、そのときやっていた人が絶対有利ですね。それなのに、一者応札になって、なおかつ、そのときの業者が応札してないというのがよくわからない。一つ論理的に考えられるのは、予定価格が漏れているとは思いませんけれども、金額の流れから見ると、前回の予定価格から余りシステムが変わらないとすれば、普通は、下がることはあっても上がることはないので、価格が見合わなかったというのは、普通のロジックで考えると予測されるのですね。そこは、勿論、確認はとれないので、是非、その辺のところについては、できれば、その原因まで突き詰めておくといいのかな。もし価格的に合わないというようなことがあるとすると、今度は SLA のレベルについて過度な要求になってしまっているからこうなるのではないですかと、例えばそういう話につながっていくのだと思うのですね。応札者がいるのだから、ということは、これはぎりぎりでの価格だという言い方も勿論あると思うのですよ。普通、これから上がることはまたないと考えると、これから下がって、7~8割でもし入れば、まして、今度Cのランクまで入れますね。ということは、ぐちゃぐちゃになってしまう危険性もなきにしもあらずで、そのときには、技術点をちゃんと入れなくて大丈夫ですかと、逆の心配も出てくるのですね。その辺のところ気になるので、是非、アンケートをやっていたいただいたときの結果に関しての資料をいただければと。

それから、二つ目は、さっきの話ではありますが、遅延する理由の中で、できれば、本当はどのくらい費用がかかるか。2億円というお話がありましたが、その根拠が知りたい。再々リースの話ができないというのは、これは再構築になってしまうので、結構額がいつてしまうと思うのですけれども、もしわかれば、そのときやっているところの費用がわかっているれば、最低限これぐらいかかってしまうのではないかというのが見えると思うので、その辺の資料がいただければありがたいなと。

さっき、FORTRAN、COBOL の話を、400 本ぐらいあるけれども、200 本とおっしゃっていましたね。

○三上室長補佐 4万本です。

○大山専門委員 ごめんなさい。4万本で200本ぐらいですか。

○三上室長補佐 はい。

○大山専門委員 4万本は結構ありますね。

○三上室長補佐 はい。

○大山専門委員 その費用はわからないですか。何か見積は。少なくとも応札してくるときの積算の費用が出ていますね。その中で、ソフトウェアを委嘱するのに充てている費用は書いてあるのではないかと思うけれども、書いてないですか。何かほかにくっつけても。だって、明細を出していますね。そうでないと変ですね。

○三上室長補佐 費用は出せませんが、ただ、今回の FORTRAN とか COBOL につきましては、JIS 規格に準拠しているものを使っていますので、標準的な言語体系です。

○大山専門委員 そうすると、通常、コンパイルして動かせるようにすればいいと、そういうことですか。

○三上室長補佐 大体それで済むということで、4万本あるうち 200 本で。

○大山専門委員 とすると、人・日で書いてありますね。委嘱するのに何人日かかっているとか、あるいは何人時でもいいのですけれども、それは見積に入っているのではないですか。入っていませんか。

○三上室長補佐 それは出てないところです。トータルでは出ていますけれども、細かくそこまでは何人日というのは出てないと記憶しています。

○大山専門委員 わからないですけれども、皆さんそうなのですか。ないのですか。普通全部 WBS で出していますね。

○宮 CIO 補佐官 工事の方でということですか。どちらかという見積時のというお話ではなくて。

○大山専門委員 見積ではなくて、応札しているから、応札するときの価格に対して、その後契約に入りますね。一連の流れの中には、その辺りに必ず出てくるのではないかと思うのですけれども、出てこないですか。

○宮 CIO 補佐官 済みません。ちょっとそこまではわかりません。

○林情報化政策分析官 逆に、そのシステムをどれだけ時間をかかってやったとか、そういう実績でもいいのですか。

○大山専門委員 それでもいいかもしれませんよ。それがほかのところにとってはリスクなので。現行業者が、先ほどの言語が通常のもので云々ということであれば、これぐらいの時間で今はできていますというのは、かなり有益な情報だと思いますよ。もし、それがあれば。

○林情報化政策分析官 はい。

○三上室長補佐 あと、先生から御指摘になった前々回の受注者がなぜ入って来なかったかということですが、今聞いている話でしかないのですが、前々回は、SI 事業者だったので、SI 事業者であることから、単独ではできなかったというところで、協力会社が幾つかあったと。幾つか協力会社があって、その形で運用を行ってきたのですが、現行のシステムの入札の際に、その協力していた会社から協力が得られなかったという話で、なので、単独ではちょっと参加できなかったという話は聞いています。

○大山専門委員 そうすると、また繰り返しですけれども、9か月が大きな理由ではないですね。

9を11に戻すというのは、直接的な理由になってないですね。

○林情報化政策分析官 その大きい理由というか、業者にいろいろ聞きますと、期間が長い方が、それはやはりいいという話なので、我々は一括をやってきた中で、9か月は前回やって、1者しか応札がなかったので、それを増やすことで複数呼び込めるだろうというのは基本的な考え方で、もう、これしかないというあれではないのですけれども、インパクトは大きいのだと思っています。

○大山専門委員 申し上げたいのは、9を11に戻せば、今の状態で入ってくる人が一気に増えるとかそういう話よりは、先ほど来、懸念となるところをしっかりと出していくことをやる方が、実は9か月でも入ってくる可能性は高いかもしれない。そのこのところの見極めがよくわからなくて、2か月の差が決定打になっているわけではないのではないかと思いますので、そんなことを申し上げているだけです。

○逢見副主査 分離調達できない理由として、構築期間が4か月しかとれない。それから、次の移行までの更改が半年から1年遅れるということで、資料B-5でいうと、別添1の図があるのですが、上の2行のところは、分離調達した場合、責任分界の検討、あるいは調達仕様書、省内レビュー、新たな作業が発生し、構築期間が4か月しかとれなくなる。図があって、仮に分離する場合に、責任分界の検討から始まって、大体5～6月ぐらいから仕様書の作成に入って、それが7～8か月かかって、次期システムの構築が大体来年の2月ぐらいからしか始まらないので4か月ぐらいしかとれないということはこの図は多分いっているのですね。その右に※があって、実際は、ネットワークシステムの仕様に合わせてPCの仕様を決める必要があるため、調達仕様書作成業務を同時に進めることは困難であるが、その点を度外視して最速で作業を進めたとしても、構築期間は4か月しか確保できない。これは、調達仕様書作成業務とPC仕様を同時には進めることはできないが、しかし、これを度外視してということは、無理して同時にやったとしても、4か月かかると、こういうことを言っているのですか。

○川上室長 そういうことです。

○逢見副主査 前の方は、同時にできないと言っているのですね。だけど、度外視しても同時に4か月という、それがよくわからない。まず、なぜ同時にできないのかということですね。同時にできれば、もっと前のところに前倒して4か月をもっととれるはずですね。

それから、新たな作業がそんなに長く必要なのかということがあるのですね。つまり、構築期間が4か月になるということは、約8か月ぐらい新たな作業のためにかかるということですが、こんなにかかるものなのかというのがよくわからない。その辺どうですかね。

○林情報化政策分析官 まず、PCの話ですけれども、私たちはSLAでレスポンスタイムを基本的に設定する仕様となっていますので、本体の方でパソコンをどういうものを入れて、指示が出てから、内容がわかってからPCの調達がどうしても必要なと思います。要するに、レスポンスですので、サーバとパソコンをどのような仕組みで確保していくのは当然必要だと思いますので、その辺のために、逆に言うと、本当はもう少し左の方にずっと延びるのですけれども、それを無理やりというのは、基本的にPCの仕様を全部、ソフトも全部決めてしまっただけで、こういうところからやったときには、仕様書では、指定するなどという話になっていますので、そういうことを度外視

してやったときにはこういう仕組みになりますよという形でお示しをしています。

LAN システムの方が4か月という話になっていますけれども、基本的には、今までずっと構築を検討してくる中で、今回、仕様を LAN システムとか PC だとかという話になったときに、リスクをいかに回避するかは当然出てきますので、単純に分けろと言われて、簡単にぱぱっというわけにはいかないと思っています。その辺はリスクとの兼ね合いですので、長く感じられるかもわかりませんが、そこは必要かなと私たちは認識をしています。

○逢見副主査 すぐにはできないのはわかるけれども、要するに、システムに4か月しかとれないほど、その前の前段階でかかるのですかということです。そんなに長くかかるのですか。

○林情報化政策分析官 次期システムの調達手続では、5か月のところを6か月とってあります。これは、分離にしたときに、基本的にもう一回この委員会にかかるのかなと。だから、その期間をちょっと入れてあります。

○逢見副主査 再度市場化テストの委員会にかかる部分も含めて長くなっているのですか。

○林情報化政策分析官 そういうふうにはちょっとありましたので、そこも必要かなと。短く見せるために書いたわけではなく、その辺はちょっと入れてあります。

○三上室長補佐 通常の手続でも、5か月は意見招請等の公告期間を設ける必要がありますので、この5か月間は変えることができず、更に、小委員会にかけるのであれば、少なくとも1か月は必要かなと。合わせて6か月。ですので、手続に対して三つ箱がありますが、上については6か月、下については5か月と。これは調達手続が5か月かかるので、ここは変えようがないところでございます。

○逢見副主査 まだ腑に落ちないのですけれどもね。

○宮 CIO 補佐官 先ほど別添資料1の説明の中で、実際には並行は難しいが、度外視してと書かせていただいている部分の説明がさらりとあったのですが、念のため申し上げますと、本来、PCと業務というかそういうのを分離していった場合に、それぞれ何が来るのかわからないという前提でやるとする場合には、SLAをどうするという話がありますが、ちゃんと動く状態にしたいという場合に、例えば一つの考え方としては、PCをまず調達して、何が来るのかを確定しましょうと。Windows 7、今どきですと、その辺でやるとは思いますが、そういうもののどれぐらいのスペックのCPがどれぐらいでメモリーはどれぐらいかということもおおよそは示すにしても、実際にものがどういうものが入ってくる、それはどういうふうな機械なのかというのがわかった段階で、その機械の上で、ではこのシステムを動くようにしてくれという仕様書を書いて調達していくというふうな、それが本来順番としてとるべき、ばらしてやっていく場合ですと、そういう順番を追うと、ちゃんと動作の担保をとりながらやっていけるという話になるのですが、今回のお話で分離せよという話で、その段取りを組み始めると、もう4か月どころではなくて、完全にゴールは1年近く先まで行ってしまおうであろうという話があります。そこをまず度外視して並行の状態に動かす。書き方はちょっと考えなければいけないのですが、何とかしろ的な、どういう書き方をするかは本当に考えなければいけないのですが、そこを工夫した上でやりますという、ちょっと考えなければいけないところが、本来は、パソコンが先に例えば決まって、こういうパソコンがあります、この上で

こういうのを動くようにしてください。ついては、こういう SLA を制定しますという、そういう段取りで行くところが、今回は、もともとのオリジナルでは、そこを一括調達という形にさせていただいて、いわゆるパソコンについても、業務システムについても責任をとってくださいというふうな形で委託しているので、その部分でのあつれきが生まれえないような形を試行しようとしていますが、そこを分離するとなると、それぞれに責任をとっていただかなければいけなくなりますので、それぞれが十分あちらのせいだという話にならないようにするためのそういう時間を本来はとるべきでしょうが、そうは言っていられないというのが、この度外視して、ここを並行にしましたという絵の説明の一つとまずは御理解いただければと。

あと、先生の方で、準備のところはそんなに時間がかかるのかというお話があって、そこは確かにある程度圧縮をかけていくことはしていかなければいけないと思いますが、今申しあげましたように、同時並行でそういうパソコンとか、処理サービスとかというところを分離してやっていく場合に、それぞれが責任分界点をどこをやってもらうのか、責任分界点の検討と書かせていただいて、あとは、それに合わせた仕様書。当然、のり代というか、それぞれの責任分界点のすき間ができてもらっては絶対に困りますし、かといって、それぞれがかぶり過ぎていて二重に費用が発生するというものなるべく避けていかなければいけないという場合に、その調整をしなければいけないという部分をこのぐらいの期間を見させていただいています。ここはちょっと長過ぎるのではないかという話はあるかもしれないのですが、多少短くなる余地があるとは思いますが、一つの形としてはこのような形でまずはお示ししているところだとお考えいただければと思います。

○大山専門委員 よくわかるのですけれどもね。でも、これまで厚生労働省ネットワークシステムのお話を聞いていると、SLA も変えてないということだから、現状のシステムの機器構成で満たしているわけですね。大きく変えない、ほとんど変わるところはないと言っているのだとすると、各要素の能力も大体わかっているわけですね。そこから更に下げるとするのは、通常4～5年たてば、コンピュータシステムは安くなっていっているのだから、それをもっとスペックダウンしてでも思い切り安くしてやりたいというなら話は別で、ぎりぎりまで落とせるかどうかの話だからわかるけれども、今と同じものを要求するのであれば、ましてや、Windows だって、Vista をやめろと言っているのだから、今度来るのは7でしょう。軽いのを使っていて、もうわかっているわけだし、そういう一般的な環境要因を考えると、思い切り下げたいという予定価格になるなら別ですよ。そうでないので、そこそこのところの予算要求でやれるとすれば、分離したら残る可能性は高いよねと。今と同じものを要求したって安くなるのはわかっているわけだから、もともと安くなるのに、更に分離したら更に安くなるだろうと思うからこういうことを言っているだけなので、したがって、同時並行はやれるのではないですかと、そういうふうに思うのが普通なんですよ。その意味で、分離ができないという説得力にいま一つ欠けているということを申しあげているので。というふうに私は思います。そこに対して答えをいただければ。

○川上室長 ですから、今回は、本当にそこは是非ともやらせていただきたいと思っていますので。先生も先ほど御理解いただきましたように、本当に 25 年 7 月、これをずらしたらば、2 億円ぐらい多くかかります。更に、ほかのシステムも絡んでくると、正直そこは試算できないのですけれど

も、本当に数億円の世界でかかってしまう可能性もあつたりして、あるいは制度・システムもどうなるかわからない。私たちの省内では、基本的に私たちのシステムが 25 年 7 月があるので、それを前提にみんな物事が動いておりますので、それをずらしたらどうなるか、本当に何が起こるかわからないという話になりますので、そこは是非とも御理解いただきたい。そのかわり、勿論、私たち次回はしっかりやらせていただきますというところですよ。だれも、分離をやらないとは一言も申しておりませんので、そこは是非とも御理解いただければと思っております。

○大山専門委員 勘違いしてほしくないのですが、分離できない理由が今回明確ではないので、遅れると大変だということはわかるけれども、それだけでは外に対して多分説明できないのですよ。だから、そこをしっかりとした答えが欲しいと。その次に、確実に分離しますというのは、それはそれで結構な話だと思っているのですけれども、それで、先ほど来申し上げているのは、もう保守ができないとか、どうしようもないことがあるとか、今回、そういう明確な理由が必要だと思うのですよ。もし、それがないとすると、調達のスケジュールもそうですが、そうしたら、延ばしなさいと言わざるを得ないのではないかという気がするのですよ。私が申し上げているのは、そのところを理解いただきたいのです。明確な理由をつくっていただきたい。それで、参考となる資料も、さっきお願いしたようなものをいただければありがたいなと。

○川上室長 そうしますと、正直な話、これは延びるといふのをそもそも想定してないものですから、多分延びたらとんでもないなというのだけは、先生もそこは御理解いただいて、私たちもわかっていますので。

○大山専門委員 それはわかります。

○川上室長 何が起きるかというのは、そこは追加的に資料を出させていただくとしまして。正直、今回につきましても、なかなか時間が厳しいので、意見招請だけでもとりあえずさせていただいて、勿論、並行して必要な資料をちゃんとこちらでつくらせていただきますので、意見招請だけやらせていただきたい。

○大山専門委員 それは、私が最終決定をするわけではないので。ただ、今のところは、やはり明確にしてから意見招請に入るべきだと思いますよ。

○小林副主査 意見招請というのは、パブコメのことですか。

○大山専門委員 パブコメのことですね。

○小林副主査 今、もう 30 分もオーバーして議論をしているのですけれども、納得がいかないのです。だから、現行の厚生労働省さんがおやりになっているやり方をベースにして、そこから変えていくと、こんな不具合が出ますというふうにはしか説明されていなくて、先ほども大山委員からいろいろな具体的な根拠資料を出してほしいということを言われているのですけれども、個別システムごとに具体的に資料を提出するとか、個別システム側の改修等の費用がどういうものなのかというのを具体的に根拠のある資料を出していただくとか、さっきの再々リースの話もありましたけれども、どんなデメリット、問題があって、それはもう回避不能なものなのかということについて、今の段階では、どうも納得ができない状況なんですよ。

○林情報化政策分析官 どこまでが延長というあれが見えてこないのですけれども、1 年ぐらいは



延長してもいいだろうとか、そういう意見なのですか。2年とか。

○大山専門委員 それは、期間の話を上申しているのではなくて、分離できない理由です。

○川上室長 それは、25年7月を前提にしてということによろしいですか。

○大山専門委員 いえいえ、25年7月を前提にするときの理由と前提にしないときの理由と両方あると思うのですよ。では、25年7月を半年遅らせたなら、あるいは3か月遅らせたならという話になっていったときに。1年とか決める話ではなく、実質は1年になってしまうこともあるかもしれないけれども、でも、そこは再リースを含めた対応でずらすことができるのであれば、時間の余裕がとれたときには、やはりそっちをやるべきだとなるかもしれない。普通は、考え方はそうになってしまうと思うのですよ。だから、25年7月を後ろに下げることができない明確な理由が要るはずなんです。その明確な理由というのは、ほかとの関係でも結構ですが、先ほど来申し上げている状況から見ると、調整ができてないとか、スペックが決まらないとかというのでは多分理由にならなくてね。そちらも大変かもしれないけれども、こちらも。

○川上室長 先生も御理解いただいているとおりの。

○大山専門委員 理解はしているけれども、僕が理解していても済むわけではなくて、同じ説明は世の中に対して僕はできないので、厚生労働省さんがよく理解していますけれども、私はその状況を理解しているからこうですと言っても、何言っているんだおまえと言われるのは当たり前なので、やはり違う理由が要ると思うのですよ。

○小林副主査 つまり、このシステムを市場化テストでやるに当たって、結局は、国民に対して合理的な費用を説明しなければいけないということだと思うのですね。だから、分離すれば、多分もっと効率化できるということがあって、では、分離するという点について、今回は実現するべくやりますというふうにはいただいたのですけれども、では、今どうしてそれが実現できないのかといったところで、どんなデメリット、どんなネガティブなインパクトがあるのかということについての具体的な説得資料がないということだと思うのです。

○川上室長 費用的に申し上げましても、恐らく全体で100億ぐらいですから。

○大山専門委員 だから、合計費用を出してくれればよくて。そうしたら根拠が。

○川上室長 仮に10分の1ぐらいPCとしたときに、仮に1割安くなるとすれば、安くなる額は1億とかそういう世界だと思うのですけれども、現に3システムでも2億円ですし、更に、それ以上いきますので、恐らくコストだけ見ても、延ばしたときのコストの方が明らかに高くつくのは間違いない。

○大山専門委員 普通、再リースすると安くなるので、必ずしもそうではない。特別保守を入れても安くなるはずなので。そのところは、しっかりと説明できる資料を出していただきたい。

○三上室長補佐 確認ですが、資料を作成して、事務局にお出しすればよろしいわけですか。それで、委員会を再度開くことなく。

○大山専門委員 それはこの場で今決められることではないので、私はわかりませんね。

○小林副主査 そうですね。

○逢見副主査 それはそっちから出た資料の中身によりますよ。

○小林副主査 よりますね。

○逢見副主査 それで、次開きませんということは言えないですね。納得いく回答が得られるかどうかということです。

○川上室長 正直なところ、本当に時間との勝負になってきておりますので、既に遅れに遅れていますので、これは多分いろいろな面で見たとときに、説明がなかなか厳しいものがあるのかなというところがありまして。今回も、先生方は本当にお忙しいので、今回も今日になってしまったわけですが、とりあえず資料の方は一生懸命準備させていただきまして、ある面は事務局一任みたいな形にさせていただいて、勿論、そこは実際先生方に資料を出させていただいて、それを待っていると思うのですけれども、正直、私たちも一刻も早く意見招請もさせていただきたい。仮に行かせていただくのであれば、早く意見招請することが恐らく委員会にとっても私たちにとってもこれはいい話だと思ひまして。時期をずらせばどうなるかということは、私どもはそもそも想定してないので、今回もきれいに資料を出し切れておらないのですけれども、遅らせれば遅らせるだけ、当然いろいろな弊害が出てきてしまうのは間違いないわけでございまして。

○逢見副主査 前回の入札の結果、非常に大きな金額であるにもかかわらず一者応札で、かつ、落札率が99%という、ほとんど予定価格ぐらいとなってしまった結果について、これは今世の中の的に見ると、非常に不透明な落札だったのではないかと言わざるを得ないわけですよ。次に市場化テストでやる以上は、我々委員会としては、透明なプロセスを通じて、きちんと国民に説明できる仕掛けでやらないと、委員会としての責任が問われるわけですよ。だから、こういうことについていろいろ納得できる資料を出してくださいと言っているわけであって、時間がないからとかいう理由だけで、それをふたするようなことはできないのです。

○川上室長 先生にも認めていただいていますけれども、一括調達の中でやれることはしっかりやって、今回、複数来ようには勿論させていただきますので。スタートが、今回はなかなか不幸なスタートなので、当然、私たちは次回しっかり本当にやらさせていただきますので、何卒御理解いただきたいのであります。

○小林副主査 一旦決めたスケジュールの中でやらなければいけないということの理由ですね。だから、もし、それがここで分離できないということで、一括でやりますということで、複数者応札を求めますということだけれども、それで、入札が行われて、どんな結果が出るかということについて、国民に対して責任は負えるのですか。負えないですよ。だって、十分な資料がない、十分な保証するようなものがないわけだから。だから、結局、もし、そのタイムリミットがあって、タイムリミットを満たさないことによって国民がこうむる不利益と、それをもうちょっといい競争条件を整えて、そして、効率的なサービス提供ができるということになるときに、少し後ろ倒しになったときに、マイナスの部分の根拠資料ですね。マイナスの部分と、あるいは、そうでない部分もあるかもしれない。そういう根拠資料が出てないから、ここで認められないわけなので、そのところはちゃんと理解いただきたいと思うのです。

今回ができればいいという話ではなくて、国民に対して、より効率的に効果的なサービスを提供していくという観点から、よりよい入札の実施を、競争環境を整えた実施をしていかなければいけ

ないということをもっとお考えいただく必要があるということなんです。だから、その点で、SLAの話も出ましたけれども、いろいろな意味でもっと委員会を説得できるような根拠資料を出していただくか、この間も申し上げましたけれども、官の方でもより効率的・効果的なサービスを提供するための入札実施方法についてもっと検討をしていただく必要があるということなので。

○川上室長　そこはやらせていただきます。

○小林副主査　やらせていただくという言質ではなくて、ちゃんと根拠資料をいただいた上で納得させていただきたいということなので、今回の検討では、そういうような根拠資料、納得できるような根拠資料をお出しただけにないという議論なので、今回はここまでにしてよろしいですか。

それでは、今後の進め方については、本日の審議内容を踏まえて、委員間で相談して、追って、事務局から連絡することになります。

厚生労働省におかれましては、本日の審議の結果を踏まえて、本日の審議の中で、委員から要請があったいろいろな根拠資料がありますけれども、そういうものの提出をお願いしたいと思いますし、本実施要項（案）の更なる御検討をお願いしたいと思います。

○林情報化政策分析官　1点よろしいでしょうか。

私、市場化テストに1回統計調査でかかわったことがあるのですが、基本的に、統計調査は、調査票の印刷からパンチ、発送だとかというものをそれぞれ実際に個別にやって、それぞれ入札をしていたのですが、その統計調査に関しては、それは一括にしなさいと。そして、出せという話があったので、私たちも、この話が来たときに、この市場化テストにかけるのは、基本的に一括だろうと正直思いました。

それで、事務局さんとの話の中でも、分離とかという話もなかったもので、逆に言うと、正直、考えてなかったのは事実です。言われて、業務系を分離しろという話とか、パソコンというのがありましたけれども、基本的には、それに対してはしっかりやりたいというのは現実ですので、この中で分離できないというふうに言われて、では、どこまでも延びてもいい、延ばしてもいいのだと言われること自身が、正直言って、我々は今回やらないという意識も全然なくて、そういうことでもいいのだというふうに来た中で検討してきましたから、国民に対して説明がつかないと、逆に言うと、分離するのと一括では、現に、応札されたときに複数者来たときに、2割から現実的になっているという現実を踏まえたときに、世の中分離が安いと言われますけれども、我々の一括が安くないのだという理由が、逆に言うとわからないのです。

というのは、いろいろ話を聞きますと、大きい枠の中であれば割引率はそれなりに2割にできるけれども、個別に分けてしまうと1割ずつしかできないよと。結局、大枠の方が下げられるというのと聞いた事実もありますので、そこが、分離ができない理由とかという形だけで言われると、では、分離するために延ばせばいいではないですかと、そういう話になってきたときにどんどんという。

○小林副主査　延ばせばいいじゃないですかと言っているわけではなくて、一番いいやり方、効率的なやり方をしていただきたいことはそうですね。分離はできないのですかということ、そういうことですね。

今おっしゃった分離をしたら、ボリュームで、スケールメリットを追求していくと、こっちの方がよかったですというようなことですが、それも根拠資料が要ということですね。結局、そういうことですね。

延期した場合に、どういう不具合というか、どういう不都合、どういう具体的なデメリットがあるのかということの説明。いろいろなやり方というか、いろいろな機会費用があるわけじゃないですか。延期した場合にかかるコスト、それから、一括でやったときにかかるコスト、そういうものが出てくる具体的な影響を出していただいて、比較していただきたいのですよ。

○逢見副主査 要するに、今の説明は、今まで私たちはこうやっていましたと。次も同じようにしてやります、もうおしりは決まっています、これ以上延ばしたら大変な費用がかかりますという説明なんですよ。それに対して、分離したら一体どうなるのですかと言ったら、いや、まだそんなことを考えたこともありませんでした。そのためにもう一回作業をやり直すとなると、構築期間が物すごく短くなりますという説明です。これでも納得できない。

それから、仮に延ばしたらどうなるのですかというときの巨額の費用の2億円は一体どういう内訳ですか。更に、思いもよらない費用がかかりますと言って、思いもよらない費用は、一体どこにどういうものが発生するのですかというのをちゃんと示してもらわないと、では、延ばしたときにどうなるかということについての客観的な説明とは言えないのですよ。だから、そういうことについてきちんとしたデータをもって示して、そのことによって本当に巨額の費用が発生してしまうということであれば、そこは延期するということは難しいなと我々は思うかもしれません。今の時点では、そこまでの判断ができないのですよ。だから、そういうものが示されないと、今までの説明のままで、「はい、わかりました」ということにはなりませんということなんですね。

○川上室長 出させていただいた資料でも、当然、それなりに述べて、今、先生方もそれなりに御理解いただいた。ただ、もっと具体的にということだと思うのです。正直、想定もしてなかったような話で、そもそもが、私たち、分離調達という話をされたのは今年になってからでありまして。その前からずっと準備しておりまして、逆に、私どもは閣議決定の意味すら、一括調達を前提にしたものだと、そういう理解で、当然、事務局ともそういう話でずっとさせていただいてやってきて、今年になってから急に言われましても、正直難しい。だからこそ、私たちも先生の御意見を踏まえまして、今回はしっかり分離調達をやりますということを申し上げているので、今回につきましては、調達期間が4か月とかその世界に入ってしまったら、だれも手を挙げてくれなくなるだろうというのは明らかでございますので、今回はやらせていただきたい。資料も、別添資料5にありますとおり、幾つかの関心を持っている業者につきましても、構築期間があれば応札するということをはっきり言っておられますので、今回については、意見招請だけでも結構です。とりあえずやらせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○小林副主査 先ほどのアンケートの結果についても。

○川上室長 それも、明日でも。

○小林副主査 そのときにやってないから、今やったということですか。

○川上室長 正直申しまして、業者さんにお話を聴くということになれば、それはそれで、何で一

部の業者だけ聴くのですかという話で、それは逆に、先生方から聴きなさいという話を伺いましたので、それによりまして、私たちも聴かせていただいたものでございます。その結果を見るとこんなような感じですので、この辺からでも是非とも御理解いただいて、一者応札にならなければいけないわけでございますので、当然、皆さん関心を持っていらして、構築期間が確保できればやるというような話でございますので、是非とも、逆に、そこのところを御理解いただいて、とりあえず走らせていただければ。勿論、本当に1者になったらどうするのだと、そこは本当に責任は重いと思っていますけれども、1者なんてあり得ない話ですから、今回についてはやらせていただきたい。当然、一括調達でもいろいろな工夫をしております。何のために分離調達をやるかといえば、要は、それはコストを下げるためでございますので、今回も、コストを下げるための、複数者が来るための施策はいろいろ打たせていただいておりますので、是非とも、今回については御理解をいただきたい。当然、次回以降は、しっかり分離でやらせていただきますので、何卒御理解いただきたい。要は、今年になってから始まった話でございますので、さすがに、それは走っている途中で急に方向を変えるのは、少なくとも私たちにはこれはなかなかできない話ですので、何卒御理解いただければと思っております。

○逢見副主査 走らせてくれ、走らせてくれと言うけれども、要するに、こっちが要求した資料をまず出してくださいということです。

○川上室長 それは、さらに、説明する資料は勿論出させていただきます。

○逢見副主査 それから、パブコメは、委員会として了承したことを確認して、パブコメに入るので、それがない以上は、今日了承するということはできませんので、そこはむしろそういう仕組みだということはちゃんと理解してもらわなければいけない。

○小林副主査 一者応札でなければいいという問題ではないのですね。

○林情報化政策分析官 いや、申し訳ないのですけれども、事務局との打合せの中では、一者応札でなければいいと言われました。

○小林副主査 公共サービス改革法の趣旨に則ってここでは審議をするのですね。つまり、国民にとってより効率的で有効なサービスを提供するというのが政府の役割であるということなので、そのためにどんな創意工夫が、官の方でもしなければいけない。

○川上室長 そこは示させていただいたところでございます。

○小林副主査 それがまだ委員会の委員の中で納得できないということなので、ここでは了承できないということです。だから、先ほど指摘があったような資料を十分に出していただいて、出していた資料を見た上で判断をせざるを得ないということになります。

○林情報化政策分析官 分離できないとか、一括とかという話は、あくまで経費を下げるのが大きい目的ですね。要するに、この調達自身の経費をなるべく抑えよというのが大きい目的ですね。その分離をする、しないではなく、分離をすれば下がるという御意見ですけれども、大きい目的は、経費をなるべく下げようと、これが目的ですね。今、分離できない理由を我々が正確にお答えできてないので申し訳ないのですけれども、この一括調達において経費を下げることに對して、我々もそれなりの努力もしているわけです。一括がなぜ経費を下げられないのか、分離だと下がるのかと

いう、その辺の兼ね合いが正直言って見えてこないのです。

○川上室長 法律上、一括調達を禁止されているのでしょうか。

○小林副主査 そういう手段の問題ではないのですね。だから、一括調達を法律上で禁止されているから分離しなさいと言っているわけではなく、分離する方がより効率的になるのではないですかということですね。一括調達の中で効率化を目指していますという問題と、では、分離したときにどのぐらいの効率化が達成できるのかという問題は、やはり2つ見なければいけないじゃないですか。

○川上室長 まさしく去年からずっと事務局ともお話をさせていただいて、私たちは一括調達を前提にずっとお話をさせていただいて、事務局も特に分離でなければいけないという話は一切なくて、今年になってから急に分離でなければという御提案をいただいたわけでございます。そんな中で、要は、去年からやっている話の中で、与えられた中で何が最善かということを考えてときに、今回につきましては、私たちは一括が一番最適だろうと、そう思わざるを得ないのであります。そのための工夫も、先ほど申し上げたとおり、当然いろいろさせていただいておりますけれども、要は、等級もAではなく、A～Cにしたりとか、あるいは、前回入札できなかったところのお話を踏まえまして、同様の業務実績があることという、そういった要件をあえて加点項目にしまして、参加できるようにしたりとか、そんな工夫を。あるいは情報公開もがんがんでしょうということでもやらせていただきます。あるいは、先ほど大山先生から御心配のありましたいろいろな既存のFORTRANとかCOBOLといったようなシステムにつきましても、そんなに手間がかからないところは明らかにさせていただいて、いろいろな工夫をさせていただいております。なぜ分離でなければいけないのかというのは、正直私たちもよくわからない。勿論、次回以降は、先生にこれだけ熱心に御議論をいただきましたので、次回は分離でやらせていただきますが、今回のものにつきましては、25年7月が延びたら何が問題になるのかという話ですけれども、私たちのシステムが遅れば、当然いろいろな不具合が出てくるわけです。要は、各省庁のシステムの構築につきましては、世の中はどんどん新しくなるわけです。それを踏まえて定期的にやっていく。ばらばらにやればいいのではないかという話がありますが、それをやれば、かえって不具合が出てくるからこそ、定期的にこうやっているわけございまして。その定期的にやっているものを延ばすこと自身、非常に大きな弊害がございますので、そこは是非とも御理解いただければと思います。勿論、必要な資料は出させていただきますけれども、その弊害の証明ができてないではないか、それは当然ございまして、そもそも想定してない話でございますから、それが延びれば、分離でやる以上は、弊害が出るのは明らかでございます。勿論、そこは、資料は出させていただきますけれども、そういった面でも、本当にこれは時間がないものですから、何卒、とりあえず走るところまでは走らせていただいて、勿論、意見招請している間に、必要であれば、また、やり直せばいい話でございますので、何卒そのところは御理解をいただきたいのであります。

○事務局 お時間もなくなったところではあります、まず、審議の中で、先生方から御依頼のあったものを。

○川上室長 それはやらせていただきます。

○事務局 そこは走ってください。

○川上室長 とともに、本当にこれはおしり切れていますので、そのところも是非とも御理解を。今後の審議もありますので、御協力のほどをよろしくお願いします。

○事務局 また、先生方にも御相談をさせていただきますけれども、また、追加で御質問があるかもしれませんけれども、いずれにしましても、今日お話がありました、御依頼された事項につきましては、まず資料の御検討の方をお願いいたします。

○川上室長 それはやらせていただきます。

○事務局 それを踏まえまして、また、先生方と御相談をさせていただきます、今後の進行につきましては、改めて、事務局から御相談させていただきますので、本日はここまでにしていただけたらと思います。

○小林副主査 では、そのように、資料の提出をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(厚生労働省退室、総務省入室)

○小林副主査 それでは、大変お待たせいたしました、申し訳ありません。

「サービス産業動向調査」実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、総務省統計局統計調査部経済統計課植松課長補佐に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた、実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は10分程度でお願いいたします。

○植松課長補佐 総務省統計局植松と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

お手元の資料、資料C-1に基づきまして御説明させていただきたいと思います。

資料C-1で、議論のポイントで、今回、別途、資料C-2、パブリックコメントの意見の対応、C-3が本体の仕様書の資料でございますが、その中身でございます。

C-1に戻っていただきまして、まず1点目は、前の1月のこの場で御議論がありましたけれども、論点の中で、オンラインの回答に関して実績が少ないということで、そこをもう少し増やす仕組みが必要ではないかといったような趣旨でございました。これに関しましては、総務省の対応で書かせていただきましたけれども、実施要項（案）7～8ページが中心ですが、赤字のところでは修正がされております。具体的には、民間事業者が、例えば調査用品等を、オンラインの導入を記載すると非常に有効なところがございまして、こういったところで調査用品の作成のオンラインの導入に関してちょっと記載させていただきました。それに加えて、評価書にも同様の記載をさせていただいております。

それから、2点目が「落札者を決定するための評価の基準」で、こちらの御意見に関しては、落札者の決定に当たって評価項目（加点項目）で、回収率向上とか、優先順位があるだろうと。点の配分を、それを踏まえて変えるべきではないかという御指摘でございました。これに関しましては、資料C-3の30～31ページに評価項目一覧がついておりますが、一部18点と12点、いろいろ点数の配分はございますけれども、この調査で重要なのは、回収の督促、あるいは、実際に調査客体の方に当たっていただく疑義照会でございますので、そういったところに関しては点数を高め、

配分を変えさせていただいております。それに併せて、基礎点に関しても、配分の見直しを行っております。

こちらの御指摘を踏まえて、パブリックコメントの案を策定いたしまして、パブリックコメントに関して出た意見がC-2でございます。お手元のC-2をごらんいただければと思います。これを簡単に御説明いたします。

御意見は6点ありまして、1点目に関しては、調査手法が、調査員調査から郵送調査に変更ということで、その評価項目に関して、調査員調査が少し高いのではないかと御指摘ございました。

これに関しては、事業従事者数10人未満のところに関して、原則、郵送調査に、もともとの調査員のところをそういった見直しをかけているものの、調査員が最終的には回収に回るような仕組みを入れておりますので、やはり調査員の体制は回収率を左右する重要な要素であろうということでございます。調査員についてという評価シート、先ほどの30～31ページの2.4にございますけれども、こういったところの設定を変えて、調査員はある程度重要だろうということで設定させていただいております。

それから、督促に関しては、重点を調査員によりかけるべき点に関しては、3.6のおっしゃるとおりでございますので、既にそういったような評価を我々も考えて設定しております。

それから、2点目のセキュリティ対策のISMS認証を受けていることが加点対象となっているということで、理由としては、ISMS認証が限られているのではないかと御指摘ございました。これに関しては、こういう調査の性質上、情報管理セキュリティみたいなところは非常に重要だということで考えておまして、ISMS認証自体は必須項目にはさせていただいておりませんが、重視する観点から加点項目ということでやっております。ただ、ISMS認証に関しては、こちらの水準と同等なものということが証明できれば同様の評価を行うということで、不公平ということとはちょっと当たらないのではないかと考えております。

それから、3点目でございます。調査員の訪問する数量想定を明示しないと、調査員の見積もり基準が変わっていくだろうという指摘ございました。これに関しては、御指摘を踏まえまして、現状では、調査員が想定し得るようなところは、数量をお示しするに至っておりませんが、入札説明会ではお示ししたいと考えております。

それから、次のページにいきまして、今の話と似ている点でございますけれども、調査員調査のカバーする地域が255地点、これは従来のものでございますけれども、そこが全国となっている。調査員のカバーする範囲とか、あるいは、カバーできないところは電話でいいというようなことを明確にしてほしいという趣旨でございました。これに関しては、仕様書にも書かせていただいておりますけれども、まず、事業所の対象となる地域は、255地域というのを外しましたので、資料の2ページ目にありますが、事業所の抽出自体は全国に散らばることになります。ただ、そういった関係もありますので、47都道府県において調査票の回収が可能な調査員網が必要となると考えておりますが、確かに、離島とか交通が不便なところは、回収にコストが非常にかかるだろうということもございまして、仕様書の10ページ目に記載いたしましたが、調査員の回収の(キ)に書かせていただ



いておりますけれども、(c)で、効果的な回収を実施するための計画を定めていただく。そういった形で創意工夫を生かしていただこうという仕組みを入れております。いずれにしても、ここら辺に関しては、業者と相談させていただきながら進めたいと思っております。

それから、5番目は、これはちょっと細かい話ですけれども、1か月目調査票前に「調査協力依頼及び所在地等の確認」という節がありますが、そこが、何をやるかわからないという御指摘でございました。これも御指摘を踏まえて、「調査協力依頼及び所在地等の確認」の業務内容に関して、ここは事前に、企業に対して、どういった業種をやられているかという確認をするようなイメージですが、御指摘を踏まえて、ちょっと明確化するように説明を、66ページに用品の一覧がございまして、そこを加えるとともに、「事業活動確認票」がどういったイメージかというの準備させていただいて、入札説明会に御用意しようと思っております。

それから、最後の点でございます。これも調査票の配布先、調査方法の変更等で、調査協力依頼を行うことが必要な調査企業が発生する場合のというところが8ページにありますけれども、これはどういった内容かをお示しいただきたいということでございます。これに関しては、多分イメージされているのが、督促が新たに必要となるとかそういったイメージでお考えになっているのかなということでございますけれども、我々としてはそういう意図でございませんで、あくまでも同じ企業が例えば分割・統合とか、転居した場合を想定したような表現でございまして。したがって、督促が新たに行くとかそういうイメージはちょっと持っていないのですが、その旨の記載を8ページに赤いところがございまして、ちょっと加えさせていただきました。

説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 今御説明があった、特に赤字で修正した部分については、前回の委員会における指摘等も踏まえた内容ではあると理解しております。

パブコメのところで、6件ですけれども、これは1者だったのですか。

○植松課長補佐 そうですね。1者の御意見だと伺っております。

○逢見副主査 関心の度合いがちょっと気になって、どのぐらい入札に参加してもらえるのかなというのがちょっと気になりましたけれども、調査員調査で、全国に人を配置しなければいけないという部分が、恐らくどのぐらいの人を用意すればいいのかというのが、一番民間事業者にとって参加するかどうかという大きな判断の分かれ目になる。その情報がもっと適切に開示される必要があると思いますので、これは入札説明会のときに丁寧に説明してあげていただきたいと思います。

○植松課長補佐 そうですね。実は、対象名簿の整理をやっているところですので、それを踏まえた上でお示ししようと思っております。

○小林副主査 今、逢見副主査から御指摘があったところは、やはり重要なところだと思いますので、入札説明会のときに説明していただくようお願いしたいと思います。

それでは、「サービス産業動向調査」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認することはありますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○逢見副主査 はい。

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日質問できなかった事項がありましたら、事務局にお寄せいただいて、事務局で整理をしていただいて、各委員に結果を送付させていただきます。

また、総務省におかれましては、応札が複数者あるように、競争が働きますように、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。